

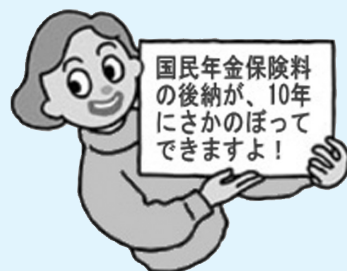
# 後納制度（国民年金保険料の納期限の延長） 及び受給資格期間の短縮のお知らせ

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかし、この間に保険料を納められなかった場合や、被保険者としての届出を忘れたことにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。このような事態を避けるために、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間を過去2年から10年に延長する後納制度が始まりました。

この後納制度を利用すると、過去10年前までの納められなかった保険料を納めることができますようになります。（注1）

ただし、既に老齢基礎年金を受給している方や65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用いただけませんのでご注意ください。



## 『自動車事故対策機構』 からのお知らせ

交通事故に遭われた方へ、次の制度についてお知らせします。

### ◆交通遺児等育成資金の貸付（無利子）

#### ◇貸付対象

自動車事故が原因で保護者が亡くなられたり、重い後遺障害が残った方の中学校卒業までのお子様（生活が困窮している家庭）

#### ◇貸付金額

一時金	155,000円
毎月	20,000円
入学支度金	44,000円

#### ◇返還

20年以内の均等払い



### ◆介護料の支給

#### ◇支給要件

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器に重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要となった方

#### ◇支給金額

毎月 29,290円 ～ 136,880円

### □お問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構  
函館支所 ☎0138-88-1007

なお、後納保険料を納付するためには、事前にお申込みいただき、審査を行う必要があります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

また、平成27年10月からは、年金の受給資格期間がこれまでの25年（300月）から10年（120月）に短縮されることが予定されています。（注2）

これまで受給資格を満たさなかった方が、年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

後納制度及び受給資格期間の短縮に関する詳しい内容は、下記『国民年金保険料専用ダイヤル』または、お近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

（注1）

後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間で。

（注2）

受給資格期間の短縮は、消費税の引上げの実施に合わせ、平成27年10月から実施される予定です。

お問い合わせは、『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



**0570-011-050**